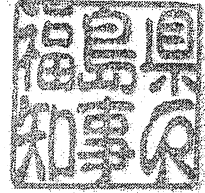


開東産業株式会社  
代表取締役 菅野 彰一 様

福 島 県 知 事



入札参加資格制限措置に係る苦情申立てについて（回答）

令和 5 年 1 1 月 9 日付けで申立てがありましたこのことについて、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の理由により、入札参加資格制限措置の期間（以下「制限措置期間」という。）は「1 2 か月」が適当であると判断します。

1 申立の趣旨及び理由について

本県の入札参加資格制限措置は、本県発注工事等の契約相手方として適当か否かという観点から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準（以下「措置基準」という。）に基づいて行っているところであり、県発注工事等において、契約締結後の県への提出書類等の複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められる場合は、下記参考のとおり措置基準別表第 1 の表中 1 の 2、イに基づき制限措置期間を 1 2 か月としております。

「申立の趣旨」における「入札参加資格制限期間を最大 6 か月以下とされるよう求める」とのことについて、工事着手後に入札参加資格制限が 6 か月となるのは、措置基準別表第 1 の表中 1 の 2、ハにおいて「受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。」と規定されており、「受注者自らの報告」かつ「故意ではなく過失」が要件となるため、本件には該当しません。

「申立の理由」1 中、「本件発覚の端緒は、（A社） または（B氏） からの福島県への通報である。」とあるのは申立のとおりです。しかしながら、その後の県の調査により判明した、下請業者との注文書、請書の写しの偽造等の虚偽記載の事実は覆るものではなく、貴社が主張する通報の動機、態様は入札参加資格制限の措置基準の適用に影響を与えるものではありません。

また、本件の措置基準の適用に当たっては、虚偽の記載事実、文書偽造、明らかな故意性の有無をもって措置期間を決定しているものであり、「申立の理由」2 の「虚偽記載は実害が乏しい」ことをもって措置期間を短縮する規定はありません。

さらに、本県の入札参加資格制限は令和 5 年 1 0 月 3 0 日に開催された県の本庁入札参加資格審査委員会に付議したうえで公表されている措置基準に照らし決定されたものであり、「申立の理由」3 で貴社が指摘している令和 5 年 1 0 月初めには何ら方針の決定はされておらず、県が（A社） の代表者に情報を漏洩したとの事実はありません。

(参考)

- 措置基準別表第1の表中1の2イ(制限措置期間12か月)
  - イ 複数箇所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。
  - (ロ 省略)
  - ハ 工事着手後に受注者からの報告により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。

**教示**

この回答に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第8条の規定に基づき、この回答の翌日から起算して2週間以内に再苦情申立てを行うことができます。

(事務担当 入札監理課 電話024-521-7899)